令和4年第10回東串良町農業委員会会議録

日時:令和4年10月25日(火)午前10時00分~

場所:東串良町役場委員会室(3階)

令和 4 年第 10 回東串良町農業委員会会議録									
招集年	三月日	令和4年10月25日							
招集場所		東串良町役場委員会室 (3階)							
開催の日時 及び宣言		開会	令和4年10月25日 午前10時00分					議長	竪山 秋敏
		閉会	令和 4 年 1 0 月 2 5 日 午前 1 1 時 0 5 分					議長	竪山 秋敏
農業委員		出欠	番号	氏	名	出欠	番号		氏 名
出席数		0	1	鶴丸	千尋	0	5	谷口	憲三
欠席数		0	2	福岡	みどり	0	6	木佐	貫 一孝
出席〇)	0	3	吉ヶ崎	商 弘一	0	7	大村	教男
欠席×		0	4	竪山	秋敏		8		
最適化推進委員 出席数 名		0		稲村	照隆	0		町永	次男
		×		上池	勝彦	0		松留	和江
		0		内村	初子	0		松留	立美
		0		村吉	博美	0		杉木	秀幸
会議録	录署名	委員	2番	福岡	みどり	3番	吉ヶ﨑	弘-	_
出席した	た事務局	職員	局長, 次長	前田駿河山	秀一 﨑 哲郎	書記	出水 若松	翔太 雄一	
会問議	会 日程第1 議案第50号 農業経営基盤強化促進法による農地利用集積計画について								
	程第2	議案第	5 1 号	農地中間管理事業農用地利用集積計画について					
	程第3	議案第52号 農地法第3条の規定による許可申請について							
_	程第4	議案第	5 3 号	農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について					
日第	程第5	議案第	第54号 農地あっせん委員の選任について						

開会 午前 10 時 00 分

議長 (竪山)

皆さんおはようございます。

ただいまから定例総会を始めたいと思います。

上池委員から、欠席届が参っております。

出席者14名で、定足数に達しておりますので、東串良町農業委員会令和4年第10回定例総会を開催いたします。

本日の会議録署名委員に、2番福岡委員と、3番吉ヶ崎委員にお願いいたします。

ここで、諸般の報告をいたします。

農業経営基盤強化促進法による賃貸借の合意解約が1件11筆ありました。つきましては、総会資料の最後の方に添付してありますので、あとでお目通しをお願いします。

それでは、ただいまから議事に入りたいと思います。発言される方は 必ず議長の許可を受けて、発言くださるようお願いいたします。

議長 (竪山)

それでは日程第1議案第50号農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について議題といたします。

今回申請がなされたのは、所有権が1件であります。

それでは、事務局の説明をお願いいたします。

事務局(若松)

それでは、説明いたします。資料1ページをお開きください。

所有権の 41 番、譲渡人は川西の○○さん、譲受人は川東の○○さん、 申請地は議案書に記載されているとおり、売買による所有権の移転でござ います。

以上でございます。

議長 (竪山)

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、日程第1議案第50号農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について原案どおり承認することに決しました。

議長 (竪山)

次に、日程第2議案第51号農地中間管理事業農用地利用集積計画について議題といたします。

それでは、事務局の説明をお願いいたします。

事務局(若松)

それでは、説明いたします。資料 2 ページ、および 3 ページをご覧ください。

今回、農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画については、賃借権が2件5筆、面積6,644㎡、使用貸借権が5件8筆、面積7,485㎡となっております。総面積は14,129㎡であり鹿児島県中間管理機構が農地中間管理権を取得する内容です。以上でございます。

議長 (竪山)

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、日程第2議案第51号農地中間管理事業農用地利用集積計画について原案どおり承認することに決しました。

議長 (竪山)

次に、日程第3議案第52号農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。

今回申請がなされたのは、所有権移転6件であります。

それでは順次、事務局の説明をお願いします。

事務局 (若松)

それでは、資料 4・5 ページをご覧ください。

所有権の 26 番、譲渡人は東京都の○○さん、譲受人は池之原の○○さん売買による所有権移転です。

次に所有権の 27 番、譲渡人は肝付町の〇〇さん、譲受人は池之原の〇〇さん売買による所有権移転です。

次に所有権の 28 番、譲渡人は神奈川県の○○さん、譲受人は池之原の ○○さん売買による所有権移転です。

次に所有権の 29 番、譲渡人は川東の〇〇さん、譲受人は川東の〇〇さん売買による所有権移転です。

次に所有権の 30 番、譲渡人は山口県の〇〇さん、譲受人は池之原の〇〇さん売買による所有権移転です。

次に所有権の 31 番、譲渡人は大崎町の〇〇さん、譲受人は池之原の〇〇さん売買による所有権移転です。 以上でございます。

業長 (竪山)

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。 質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長 (竪山)

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって日程第3第52号農地法第3条の規定による許可申請について原案どおり承認することに決しました。

議長 (竪山)

次に、日程第4議案第53号農地法第5条第1項の規定による農地転用

許可申請について議題といたします。

今回は賃借権設定が3件ございます。

それでは、資料6ページ、○○さんからの転用申請について質疑に入ります。

なお、農地転用については現地調査を行い、各委員に報告をお願いして おります。それでは報告を稲村委員にお願いいたします。

(稲村委員現地調査報告)

それでは報告させていただきます。

令和 4 年 10 月 20 日木曜日に、転用申請に係る現地調査を、私と竪山委員と事務局の計 4 人で行いました。

なお、関係者として、借人の○○さん、貸人の○○さん、○○さんが出席されました。

転用においての申請人、申請地、転用の事由に関しては議案書に記載のあるとおりです。

申請地は農地区分としましては、農用地区域外農地に該当し、周囲の農地の広がりが 10 ha以上であると思われることから、第 1 種農地に相当するものと思われます。

第1種農地は原則として転用は許可されませんが、今回の申請は、申請者が請け負っている公共の工事のために、申請地を休憩所等として一時的に使用するものであるため、不許可の例外である一時転用に該当するものと思われます。

費用については自己資金により賄う予定であるとのことです。

転用する面積は 1,326 ㎡であり、周囲の状況などを考えても特に問題はないものと思われます。

また、申請人は転用の許可が下りた場合、周囲へ被害のかからないよう被害防除計画書に沿って対応し、もし苦情等があった場合、誠意を持って対応するとしており、特に問題はないものと思われます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の方よろしくお願いします。

(議長) 竪山

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。 質疑はありませんか。

木佐貫委員

この公共事業とは、田んぼの整地事業ですか。

事務局 (駿河﨑)

はい。おっしゃるとおり基盤整備です。

(議長) 竪山

他にございませんか。

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり承認することに決しました。

次に資料 7ページ、○○さんからの転用申請について、現地調査報告を 谷口委員にお願いします。

(谷口委員現地調査報告)

それでは報告させていただきます。

令和 4 年 10 月 20 日木曜日に、転用申請に係る現地調査を、私と松留立 美推進委員と事務局の計 4 人で行いました。

なお、関係者として、借人の○○さんが出席されました

転用においての申請人、申請地、転用の事由に関しては議案書に記載のあるとおりです。

申請地は農地区分としましては、農用地区域内農地に該当します。

農用地区域内農地は原則として転用は許可されませんが、今回の申請は、申請者が砂を採取するために申請地を一時的に使用するものであるため、不許可の例外である一時転用に該当するものと思われます。

なお持留川土地改良区より、砂を採取する工事を行っても差しつかえないとの意見書も提出されております。

費用については自己資金により賄う予定であるとのことです。

転用する面積は 2033 ㎡であり、周囲の状況などを考えても特に問題はないものと思われます。

また、申請人は転用の許可が下りた場合、周囲へ被害のかからないよう被害防除計画書に沿って対応し、もし苦情等があった場合、誠意を持って対応するとしており、特に問題はないものと思われます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の方よろしくお願いします。

議長 (竪山)

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。 質疑はありませんか。

(「質疑なし」) の声あり)

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり承認することに決しました。

次に資料 8 ページ、○○さんからの転用申請について現地調査報告を吉 ヶ﨑委員にお願いします。

(吉ヶ﨑委員現地調査報告)

それでは報告させていただきます。

令和 4 年 10 月 20 日木曜日に、転用申請に係る現地調査を、私と杉木推 進委員と事務局の計 4 人で行いました。

なお、関係者として、借人の○○さん、貸人の○○さんが出席されました。

転用においての申請人、申請地、転用の事由に関しては議案書に記載のあるとおりです。

申請地は農地区分としましては、農用地区域外農地に該当し、周囲の農地の広がりが10 ha以上であると思われることから、第1種農地に相当するものと思われます。

第1種農地は原則として転用は許可されませんが、今回の申請は、申請者が砂を採取するために申請地を一時的に使用するものであるため、不許可の例外である一時転用に該当するものと思われます。

なお、本申請は、既に転用許可が下りている○○様所有の農地、議案書では前回申請地と記されている農地に隣接する農地を、追加で申請するものであり農地転用事業計画変更申請書も同時に申請されております。

費用については自己資金により賄う予定であるとのことです。

転用する面積は 2156 m²であり、周囲の状況などを考えても特に問題はないものと思われます。

また、申請人は転用の許可が下りた場合、周囲へ被害のかからないよう被害防除計画書に沿って対応し、もし苦情等があった場合、誠意を持って対応するとしており、特に問題はないものと思われます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の方よろしくお願いします。

議長 (竪山)

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。 質疑はありませんか。

(「質疑なし」) の声あり)

質疑を終結いたします。 本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり承認することに決しました。

以上をもって、日程第4議案第53号農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請については、原案どおり承認することに決しました。

議長 (竪山)

次に、日程第 5 議案第 54 号農地あっせん委員の選任について議題といたします。今回は、賃借を求める申し出が 2 件ございます。

本案につきましては、事務局の説明後、あっせん委員を選任していきたいと思います。どのような方法で選任したらよろしいでしょうか。

(「事務局一任」の声あり)

議長 (竪山)

事務局一任という声がございましたので、議題に沿ってあっせん委員を選任していきたいと思います。それでは事務局の説明をお願いいたします。

事務局(出水)

それでは、私の方で説明させていただきます。

資料 9 ページをご覧ください。

それでは、○○さんからの農地あっせん申し出について説明させていた だきます。

申請地は議案書に記載されているとおりでございます。

申請地とその周辺につきましては、9ページの右側の図面にあるとおりです。図面に周辺農地の耕作者名が記載されておりますので、集積・集約を進めるためにも、現在の耕作者または隣接する農地の耕作者に優先的に話をすすめていただくようお願いします。

以上で、説明を終わらせていただきます

議長 (竪山)

ありがとうございました。

事務局一任という声がありましたので、農地あっせん委員に谷口委員と 松留和江委員を指名いたします。委員長は谷口委員にお願いしたいと思い ます。

それでは引き続き、事務局は説明をお願いします。

事務局(出水)

それでは、引き続き説明させていただきます。

資料 10 ページをご覧ください。

それでは、○○さんからの農地あっせん申し出について説明させていた だきます。

申請地は議案書に記載されているとおりでございます。

申請地とその周辺につきましては、11~14ページの図面にあるとおりです。図面に周辺農地の耕作者名が記載されておりますので、集積・集約を進めるためにも、現在の耕作者または隣接する農地の耕作者に優先的に話をすすめていただくようお願いします。

以上で、説明を終わらせていただきます

議長 (竪山)

ありがとうございました。

事務局一任という声がありましたので、農地あっせん委員に松留和江委員と松留立美委員を指名いたします。委員長は松留和江委員にお願いしたいと思います。

以上であっせん委員の選任を終えたいと思います。

よって、日程第5議案第54号農地あっせん委員の選任についてはただいま指名いたしました方々にお願いすることに決しました。

議長 (竪山)

その他に入りたいと思います。

協議会に切り替えます。

※11 月現地調査:21 日(月)

定例総会:25日(金)

申請締切:14日(月)

議長 (竪山)

ほかにございませんか。

なければ、本会議に返します。

以上、本日の議案はすべて終了いたしました。

これをもちまして、東串良町農業委員会令和 4 年第 10 回定例総会を閉会いたします。